

鳥取県告示第256号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町高田1685-3	柿木村共同作業所	西伯郡大山町高田1685-3	就労継続支援	平成20年 4月1日
特定非営利活動法人 伯耆みらい	西伯郡伯耆町大殿1010	伯耆みらい	西伯郡伯耆町大殿1010	就労継続支援	〃
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八丁目9-23	障害福祉サービス事業所 あんず・あぶりこ	米子市上後藤八丁目9-23	就労移行支援、就労継続支援	〃
社会福祉法人 まつぼっくり	境港市竹内町40	まつぼっくり事業所	境港市竹内町40	就労移行支援、就労継続支援	〃